

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 株式会社田中建設

業者の住所 : 秋田県鹿角市花輪字大川添 26

2 指名停止の期間 : 令和4年4月5日～令和4年7月4日(3か月)

3 指名停止の措置対象地区 : 全地区

4 事実概要

当該業者の代表取締役は、秋田県鹿角市発注工事の入札において前鹿角市長から入手した情報により落札し、公正な入札を妨害したとして、令和4年2月9日に秋田県警から公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕された。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第10号(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～9 省略	省略
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
10 他の公共機関の役職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から全地区を対象として3か月以上12か月以内
11～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)